

平成30年白川町議会第4回定例会会議録（第2日）

1. 応招年月日 平成30年12月14日（金）午後4時08分 白川町役場 議場

2. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名者の指名

日程第2 議第56号 平成30年度白川町一般会計補正予算（第5号）

議第57号 平成30年度白川町国民健康保険特別会計補正予算
（第3号）

議第58号 平成30年度白川町簡易水道特別会計補正予算（第
2号）

日程第3 閉会中における議会運営委員会の継続調査について

3. 出席議員 1番 藤井宏之君、 2番 佐伯好典君、 3番 梅田みつよ君、
4番 服部圭子君、 5番 今井昌平君、 6番 嶋田有康君、
7番 渡邊昌俊君、 8番 安江孝弘君、 9番 細江茂樹君

4. 欠席議員 なし（全員出席）

5. 説明のために出席した者の職氏名

町長	横家敏昭君、	副町長	佐藤滋君、
教育長	鈴木雅史君、	総務課長	佐伯正貴君、
企画課長	安江章君、	町民課長	安江文郎君、
保健福祉課長	田口裕和君、	農林課長	三宅正仁君、
建設環境課長	藤井勝則君、	教育課長	藤井寿弘君、
会計管理者	藤井充宏君		

6. 職務のために出席した者

事務局長	杉山哉史君、	書記	今井由美君、
書記	藤井沙弥香君		

7. 会議の経過

（議長 9番 細江茂樹君）

○ 議長 どうも、補正予算委員会の方、どうもご苦労さまでございました。
只今より第4回定例会を開催いたします。

○ 議長 なお、本日の会議中、広報担当職員による写真撮影を許可しておりますので、
よろしくお願いします。

○ 議長 ただいまの出席議員は、全員であります。よって会議は成立しました。

○ 議長 ただいまから本日の会議を開きます。

◇日程第1 会議録署名者の指名

○ 議長 日程第1「会議録署名者の指名」を行います。

- 議 長 会議録署名者は、白川町議会会議規則第119条の規定により議長において、5番 今井昌平君、6番 嶋田有康君を指名します。
- ◇日程第2 議第56号 平成30年度白川町一般会計補正予算（第5号）
議第57号 平成30年度白川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
議第58号 平成30年度白川町簡易水道特別会計補正予算（第2号）
- 議 長 日程第2 議第56号「平成30年度白川町一般会計補正予算（第5号）」、議第57号「平成30年度白川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」、議第58号「平成30年度白川町簡易水道特別会計補正予算（第2号）」以上、3件については、13日の本会議において、予算審査常任委員会にその審査を付託しておりますので、常任委員会の審査結果について委員長の報告を求めます。
予算審査常任委員会委員長 服部圭子君。
（予算審査常任委員長 服部圭子君 登壇）
- 予算審査常任委員長 白川町議会予算審査常任委員会議案審査報告をいたします。
予算審査常任委員会に付託された、平成30年度白川町一般会計補正予算（第5号）、平成30年度白川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、及び平成30年度白川町簡易水道特別会計補正予算（第2号）について、審査の結果を報告いたします。
本委員会は本日、委員全員の出席のもと、執行部から詳細な説明を受け、活発かつ慎重な審議を行った結果、全員の賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。
今回の補正予算では、移住定住・交流推進事業や農林業振興のほか、今年度計画されている事業を推進していく上で当面必要となった費用を計上されており、住民の要望に応じた予算が適切に措置されていることを認めるものであります。
平成30年度も残り3ヶ月余りとなりました。今回の補正予算に計上された事業はもちろんのこと、当初予算事業についても今一度精査され、早期の事業実施や計画的、かつ効果的な予算執行を図られ、一層の事業効果が現れるよう努められることをお願いし、予算審査常任委員会の議案審査報告とさせていただきます。
- 議 長 委員長に対する質疑を省略し、討論を行います。
まず、本案に対して反対の討論を許します。
（「なし」の声あり）
- 議 長 次に、本案に賛成の討論を許します。
（「賛成」の声あり）
- 議 長 討論を終わります。採決します。

議第56号「平成30年度白川町一般会計補正予算（第5号）」に対する委員長の報告は、可決であります。本件を委員長長の報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○ 議長 起立全員であります。よって、議第56号「平成30年度白川町一般会計補正予算（第5号）」は、委員長報告のとおり可決しました。

○ 議長 次に、議第57号「平成30年度白川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」に対する委員長の報告は、可決であります。本件を委員長の報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○ 議長 起立全員であります。よって、議第57号「平成30年度白川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」は、委員長報告のとおり可決しました。

○ 議長 次に、議第58号「平成30年度白川町簡易水道特別会計補正予算（第2号）」に対する委員長の報告は、可決であります。本件を委員長の報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○ 議長 起立全員であります。よって、議第58号「平成30年度白川町簡易水道特別会計補正予算（第2号）」は、委員長報告のとおり可決しました。

◇日程第3 選挙管理委員及び補充員の選挙

○ 議長 日程第3「選挙管理委員及び補充員の選挙」を行います。

はじめに、選挙管理委員の選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦の方法により行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長 ご異議なしと認めます。

よって選挙管理委員の選挙は、指名推薦により行うことに決定しました。

○ 議長 お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長 ご異議なしと認めます。

よって議長が指名することに決定しました。

○ 議長 暫時休憩します。（午後4時14分）

（事務局職員、選挙管理委員の名簿を配付する。）

○ 議長 再開します。（午後4時15分）

- 議 長 選挙管理委員には、安江正宏君、安江政利君、安江順一君、中島たい子君、以上の方を指名します。
- 議 長 お諮りします。
ただいま議長が指名しました方を選挙管理委員の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議 長 ご異議なしと認めます。
よって、ただいま指名しました安江正宏君、安江政利君、安江順一君、中島たい子君、以上の方が、選挙管理委員に当選されました。
- 議 長 次に、選挙管理委員補充員の選挙の方法について、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦の方法により行いたいと思います。これにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議 長 ご異議なしと認めます。
よって選挙管理委員補充員の選挙は、指名推薦により行うことに決定しました。
- 議 長 お諮りします。
指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議 長 ご異議なしと認めます。
よって、議長が指名することに決定しました。
- 議 長 暫時休憩します。(午後4時16分)
(事務局職員、選挙管理委員補充員名簿を配付する。)
- 議 長 再開します。(午後4時17分)
- 議 長 選挙管理委員補充員には、藤井敬之君、藤井敬子君、中島綾子君、河合なおみ君、以上の方を指名します。
- 議 長 お諮りします。
ただいま議長が指名しました方を、選挙管理委員補充員の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議 長 ご異議なしと認めます。
よって、ただいま指名しました藤井敬之君、藤井敬子君、中島綾子君、河合なおみ君、以上の方が選挙管理委員補充員に当選されました。
- 議 長 次に、補充の順序についてお諮りいたします。
補充の順序は、ただいま議長が指名しました順序にしたいと思います。これに

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議 長 ご異議なしと認めます。

よって補充の順序は、ただいま指名しました順序に決定しました。

○ 議 長 暫時休憩します。(午後4時17分)

(事務局職員、決定した選挙管理委員及び補充員の選挙結果を配付。)

○ 議 長 再開します。(午後4時18分)

◇日程第4 閉会中における議会運営委員会の継続調査について

○ 議 長 日程第4「閉会中における議会運営委員会の継続調査について」を議題とします。

議会運営委員長から所管事務のうち、白川町議会会議規則第75条の規程によって、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中における継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中における継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議 長 ご異議なしと認めます。よって、委員長から申し出のとおり、閉会中における継続調査とすることに決しました。

○ 議 長 以上をもって、本定例会に付議された案件は全て議了いたしました。

お諮りします。今期定例会は、本日をもって閉会としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議 長 ご異議なしと認めます。よって本定例会は、本日をもって閉会とします。

○ 議 長 ここで、町長から発言の許可を求められていますので、これを許します。町長。(町長 横家敏昭君 登壇)

○ 町 長 改めてお疲れ様でございました。審議、ご慎重にご検討いただきましてありがとうございました。私共が提出いたしました全ての議案、お認めをいただきました。大変ありがたいこととございまして、各上は、適正な執行をしまいたいというふうに思っております。そして、審議の過程でいただきましたいろんなご意見につきましても、私どもで対応できるものは早急に対応してまいりたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

今回の場合は、学校の教育についての質問が大変多かったわけでございますけれども、その中で教育基本法の中で、その目的というのに人格の形成というのが教育基本法の目的になっておるわけでございまして、そして心身とも健康な国民を育成するという、そういう項目になっております。教育基本法がそうござい

ますから、私どもも人生の目的というのは人格を向上させる、いわゆる完成させることにあるというふうに常々思っております、いろんな職員に申しておることは、いろんな問題が起きるんだと、それはその人格を形成、完成させるための訓練だというふうに捉えるようにというようなそんな話を職員を前にさせておっていただくわけでございます。そんなことも今回新たに感じたことでございますし、話しはわかりますけども、今日は12月14日でございます。私は古い方でございますので、大抵もうこうなったら忠臣蔵しかないなということで、多分毎年ここでその話をさせておっていただくわけですけども、この忠臣蔵の捉え方というものもどんどん変わってきております。その中で、私の立場からいくと政治の関与でございますので、政治で一番大事なものは筋を正すということだそうでございます。どうしても忠臣蔵を見ておりますと私情というんですか、いろんな感情が織り交ぜたようなふうになっておるんですけども、最後に四十七士の切腹という形になるわけなんです、討ちいったその四十七士を、その助けようとする、いわゆる生かしておこうとする風潮が非常にその当時強かったそうですけども、その当時の学者がでまして、当然これは国の法律を破ったんだから、断罪にすべきであると。ただ打ち首というわけではないから、武士の尊重を重んじて切腹をするという方向に決まったそうでございます。政治というのはそういう形で筋を正すということが一番大事なことかなというふうに思っておるわけでございます、私もなるべく私情を挟まないようなそういう政治運営をして参りたいなというふうに思っておりますので、皆様のご協力と、そして来年迎える年が皆さんにとりましても幸せな年でありますよう祈念を申し上げまして、閉会にあたってのあいさつに代えさせていただきます。本当にご苦労さまでございました。

○ 議 長 後、今年も半月余りとなってまいりました。本当に皆さん方には素晴らしい年を迎えていただきたいなと思っておりますし、議会としてもですね、素晴らしい年であるような形をとりたいと思っておりますので、一つよろしくお願い申し上げます、あいさつとさせていただきます。

これをもって、平成30年白川町議会第4回定例会を閉会いたします。どうもご苦労さまでございました。

(午後4時23分 了)

上記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

議 員

議 員